

電子許可・承認・確認に係る貨物の税関への輸出入申告に当たっての
裏書情報の記録等について

平成14・10・28貿局第4号
輸出注意事項14第44号
輸入注意事項14第45号
平成14年11月5日
貿易経済協力局

最終改正 平成18年3月27日

輸出貿易管理規則（昭和24年通商産業省令第64号。以下「輸出規則」という。）第1条の2、輸入貿易管理規則（昭和24年通商産業省令第77号。以下「輸入規則」という。）第2条の2に規定する電子情報処理組織を使用した申請に対する輸出許可、輸出承認、輸入承認及び事前確認（以下「許可・承認・確認の処分」という。）であって当該許可・承認・確認の処分を書面により交付していないもの（以下「電子許可・承認・確認」という。）に係る貨物について税関への輸出入申告に当たって記録すべき情報（以下「裏書情報」という。）の記録の方法等について、下記のとおり定め、平成15年2月3日から実施する。

記

1．定義

- (1) この通達において「専用電子計算機」とは、輸出規則第1条の2、輸入規則第2条の2に規定する電子計算機をいう。
- (2) この通達において「申告者」とは、裏書情報の記録等に、専用電子計算機と自らの使用に係る入出力装置（以下「入出力装置」という。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「通関データベースシステム」という。）を使用する者とする。
- (3) この通達において「輸出入者」とは、電子許可・承認・確認の処分を受けた者とする。
- (4) この通達において「許可・承認・確認情報」とは、専用電子計算機に備えられたファイルに記録された電子許可・承認・確認に関する情報及び5．(2)の規定に基づき申告者が専用電子計算機に備えられたファイルに記録した裏書情報（当該裏書情報が専用電子計算機に備えられたファイルに記録されている場合に限る。）とする。

2．適用範囲

電子許可・承認・確認に係る貨物の税関へ輸出入申告に係る手続等の運用については、この通達に定めるほか、輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け62貿局第322号、輸出注意事項62第11号。以下「運用通達」という。）及び外国為替及び外国貿易法（輸入関係）基本通達（平成12年4月3日12貿入税第1号）その他の輸出又は輸入の際の税関の確認手続に係る通達によるものとする。

3．入出力装置の基準

申告者の自らの使用に係る入出力装置は、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律（昭和52年法律第54号。以下「NACCS特例法」という。）第2条

第1号に規定する通関業者その他の国際貨物業務を行う者の事務所その他の事業場に設置される入出力装置とする。

4. 申告者の届出等

(1) 申告者の届出

申告者は、申告者の名称及び住所等を以下に定める要領で、あらかじめ貿易経済協力局貿易管理課長に届け出なければならない。

届出をしようとする者は、別表第1による通関データベースシステム利用届出書（以下「届出書」という。）1通に必要な事項を記入し、 に掲げる書類等を添付して、届出するものとする。

の届出は、(4)の受付窓口へ直接行かうか、当該窓口への郵送によるものとする。届出書の添付書類等は以下のとおり。

(イ) 届け出た事項が事実であることを証する書類 各1通

- ・登記簿謄本（届出日から6月前以内に取得したもの又は当該書類に有効期間がある場合には当該有効期間内のものに限る。）
- ・通関業許可証及び届け出る営業所が営業所新設許可証による場合は当該営業所新設許可証の写し又は航空若しくは海上貨物通関情報処理システム利用承諾書の写し

(ロ) 委任状（代表権者から委任を受けた者が届出する場合に限る。）

(ハ) 返信用封筒（簡易書留により郵送するために必要な額に相当する切手を貼付した日本工業規格角形2号の封筒若しくは日本工業規格A列4番の書面を折ることなく入れることのできる封筒に、届出をしようとした者の宛先を記入したものに限る。）

届出書の記載要領については、別表第2によるものとする。

(2) 事業所コード等の通知等

貿易経済協力局貿易管理課長は、(1)の届出を受理したときは、当該届出に係る届出をした者に、事業所コード、通関業者指定コード、操作者コード及び暗証番号を郵送により通知する。

(3) 届出事項の変更又は通関データベースシステムの使用の廃止の届出

(1)の届出をした者は、届け出た事項に変更があった時又は通関データベースシステムの使用を廃止したときは、届出書1通に必要な事項を記入し、次の 及び に規定する要領で、貿易経済協力局貿易管理課長に届出するものとする。

届出の方法

届出は、(4)の受付窓口へ直接行かうか、当該窓口への郵送によるものとする。

添付書類等（廃止の場合は不要。）

届出事項が事実であることを証する書類 1通

(4) 受付窓口

申告者届出書の受付窓口は次のとおりとする。

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

5. 税関確認のための手続

(1) 輸出入者からのパスワードの伝達等

輸出入者は、電子許可・承認・確認ごとに電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について（平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号、輸入注意事項12第8号、平成12・03・17貿局第4号。以下「特定手続通達」という。）9.

の規定により経済産業大臣が専用電子計算機に備えられたファイルに記録した許可番号、承認番号、許可・承認番号又は確認番号並びに個別パスワードを当該ファイルから特定入出力装置（特定手続通達1.(3)に規定するもの。以下同じ。）を使用して入手し当該許可番号、承認番号、許可・承認番号又は確認番号並びに個別パスワードを当該電子許可・承認・確認に係る貨物の申告者に対しあらかじめ通知するか、又は電子許可・承認・確認ごとに当該電子許可・承認・確認に係る貨物の申告者を特定入出力装置を使用してあらかじめ指定し、当該指定の情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。

(2) 許可・承認・確認情報の記録等

申告者は、通関データベースシステムの障害に備えて、専用電子計算機に備えられたファイルに記録された、税関への輸出入申告をしようとする貨物に係る許可・承認・確認情報を申告者の自らの入出力装置等にダウンロードするものとする。

申告者は、専用電子計算機に備えられたファイルに記録された、税関への輸出入申告をしようとしている貨物に係る許可・承認・確認情報に、裏書情報として別表第3に掲げる各項目を当該項目の属性及び桁数に従って作成した情報を当該ファイルに追加的に記録しなければならない。ただし、一般包括輸出許可（平成17年5月31日までに許可された第1種一般包括輸出許可及び第2種一般包括輸出許可並びに平成17年5月31日までに申請され、平成17年6月1日以降に許可された第1種一般包括輸出許可、第2種一般包括輸出許可含む。）及び特定包括輸出許可に係る貨物の税関への輸出入申告にあってはこの限りでない。

輸出入者は、申告者が専用電子計算機に備えられたファイルに記録した裏書情報であって、当該裏書情報が真に輸出入申告に当たって記載すべきものであると相違ないと税関により確認されたものに関する情報を、特定入出力装置を使用して常に確認し、電子許可・承認・確認に係る貨物の輸出又は輸入を行う際に当該電子許可・承認・確認の範囲を超えない数量又は金額の輸出又は輸入を行わなければならない。

(3) 許可・承認・確認情報の修正等

申告者は、税関への輸出入申告の際、税関から当該輸出入申告に係る専用電子計算機に備えられたファイルに記録された裏書情報について、当該裏書情報を修正すべき旨の指示を受けた場合は、当該指示に従って当該裏書情報の修正を行わなければならない。

税関への輸出入申告の際、当該輸出入申告に係る貨物に係る電子許可・承認・確認の内容について訂正又は変更の必要が生じた場合、申告者は当該輸出入申告に係る貨物に係る専用電子計算機に備えられたファイルに記録した裏書情報を消去し、当該電子許可・承認・確認の有効期限内において、輸出入者が、特定手続通達4.(4)及び5.(3)に規定される電子許可等情報の変更申請又は電子承認・割当情報の変更申請を行い必要な訂正又は変更を行うこととする。

なお、この場合において、当該訂正又は変更の内容が運用通達別表第4の2-4に掲げるものであっても同様とする。

の訂正又は変更が「輸出貿易管理令第11条第2号の規定に基づく税関長に対する経済産業大臣の権限の委任について」（昭和62年11月10日付け62貿局第4313号、輸出注意事項62第21号）第6号の規定の適用を受けるものである場合は、の規定は適用しない。

なお、この場合、当該規定の権限を行使した税関長は当該権限を行使した旨の書面を交付するので、当該書面の交付を受けた輸出入者は、当該税関長の指示に従い当該書面を経済産業省貿易管理課まで提出しなければならない。

の訂正又は変更が輸入令第18条第2号の規定の適用を受けるものである場合は、の規定は適用しない。

なお、この場合、当該規定の権限を行使した税関長は当該権限を行使した旨の書面を交付するので、当該書面の交付を受けた輸出入者は、当該税関長の指示に従い当該書面を経済産業省貿易管理課まで提出しなければならない。

税関への輸出入申告の際、専用電子計算機に備えられたファイルに記録した裏書情報について、当該裏書情報が真に輸出入申告に当たって記載すべきものであると相違ないと税関により確認された後、当該裏書情報を訂正又は変更しようとする場合、以下の手続をとらなければならない。

(イ) 訂正又は変更を行おうとする者は、当該訂正又は変更しようとする専用電子計算機に備えられたファイルに記録された裏書情報を書面に出し、当該書面に税関の担当官により訂正又は変更しようとする内容について承認及び当該承認の記載を受け、税関名、訂正又は変更を承認した年月日及び担当官の印を受けた後、速やかに別表第4に規定される裏書情報事後訂正(変更)願1通に必要な事項を記入し、(ハ)に掲げる書類等を添付して、貿易経済協力局貿易管理課長に届け出るものとする。

(ロ) (イ)の届出は、4.(4)の受付窓口への郵送によるものとする。

(ハ) 裏書情報事後訂正(変更)願の添付書類等

(a) 届出理由書(様式自由) 1通

(b) 事実を証する書類 1通

(c) 税関により訂正又は変更の承認を受けた旨を記載する(イ)に掲げる書面 1通

(4) 裏書情報の削除

(2)の規定により専用電子計算機に備えられたファイルに記録した裏書情報に係る貨物の輸出又は輸入を行わないこととなった場合には、申告者は当該記録した裏書情報を専用電子計算機に備えられたファイルから削除しなければならない。

6. 通関データベースシステムを使用することができない貨物

電子許可・承認・確認に係る貨物の輸出又は輸入がNACCS特例法第3条第4項の官報で告示する税関以外の税関に輸出入申告される場合は、輸出入者が特定手続通達10.11.及び13.の規定に基づき輸出許可証等、輸入承認証等又は一般包括輸出許可証等の交付を受けなければならない。

附 則

この通達の施行の際現に、電子情報処理組織を使用した輸出許可・承認貨物及び輸入承認貨物に係る税関への輸出入申告に当たっての裏書き情報の記録等に必要な届出及び税関に提出する書類について(平成12年4月3日付け輸出注意事項12第16号、輸入注意事項12第25号、平成12・03・21貿局第1号)4.の規定による届出をした者であって「電子情報処理組織を使用した輸出許可・承認貨物及び輸入承認貨物に係る税関への輸出入申告に当たっての裏書き情報の記録等に必要な届出及び税関に提出する書類について」の特別な取扱いについて(平成14年10月23日付け輸出注意事項14第42号、輸入注意事項14第43号、平成14・10・04貿局第2号)の届出をした者にあつては、本通達4.の届けをした者とみなし、本通達を適用する。

通関データベースシステム利用届出書

貿易管理課長 殿

年 月 日

電子許可・承認・確認に係る貨物の税関への輸出入申告に当たっての裏書情報の記録等について（平成14・10・28貿局第4号、輸出注意事項14第44号、輸入注意事項14第45号）4.の規定により、下記のとおり（利用に係る事項
廃止）を届け出ます。

届出者
記名押印
又は署名 _____
住 所 _____
記

法人に係る事項

フリガナ	
会社名	
フリガナ	
住 所	〒 -
代表者氏名	
代表電話番号	() -
備 考	

事業所に係る事項

フリガナ																															
事業所名称																															
フリガナ																															
住 所	〒 -																														
事業所代表電話番号	() -																														
NACCS利用者コード	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">海上貨物、航空貨物の別</td> </tr> <tr> <td colspan="5"></td> <td colspan="5" style="text-align: center;">1. 海 上 2. 航 空</td> </tr> </table>											海上貨物、航空貨物の別															1. 海 上 2. 航 空				
海上貨物、航空貨物の別																															
					1. 海 上 2. 航 空																										
備 考																															

- 注(1) 印のうち不必要なものは二重線で抹消してください。
 (2) 海上貨物、航空貨物の別の欄は番号を 印で囲んでください。
 (3) NACCS利用者コードは独立行政法人通関情報処理センターより付与されているコードを記入してください。
 (4) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。
 (5) 届け出ようとする操作者に係る事項は届出様式2を使用してください。また、本届出後、操作者に係る届出のみを行う場合は届出様式2-1を使用してください。
 (6) 複数の事業所を届け出る場合は届出様式1-1を使用してください。
 (7) 事業所のみ廃止を届け出る場合は法人に係る事項を斜線で抹消してください。また、通関データベースシステム利用の一切の廃止を届け出る場合は事業所に係る事項を斜線で抹消してください。

届出様式 1 - 1

事業所に係る事項

フリガナ 事業所名称	-----		
フリガナ 住所	〒 -		
事業所代表電話番号	() -		
NACCS利用者コード		海上貨物、航空貨物の別	1. 海上 2. 航空
備考			

フリガナ 事業所名称	-----		
フリガナ 住所	〒 -		
事業所代表電話番号	() -		
NACCS利用者コード		海上貨物、航空貨物の別	1. 海上 2. 航空
備考			

フリガナ 事業所名称	-----		
フリガナ 住所	〒 -		
事業所代表電話番号	() -		
NACCS利用者コード		海上貨物、航空貨物の別	1. 海上 2. 航空
備考			

- 注(1) 海上貨物、航空貨物の別の欄は番号を 印で囲んでください。
 (2) NACCS利用者コードは独立行政法人通関情報処理センターより付与されているコードを記入してください。
 (3) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

届出様式 2

操作者に係る事項（事業所別）

事業所名称					
事業所コード	1				

フリガナ氏名			識別番号	2	
登録、削除の別	3	1. 登録	2. 削除		
電話番号	()		-		
電子メールアドレス	4				
FAX番号	4 ()		-		
備考					

フリガナ氏名			識別番号	2	
登録、削除の別	3	1. 登録	2. 削除		
電話番号	()		-		
電子メールアドレス	4				
FAX番号	4 ()		-		
備考					

フリガナ氏名			識別番号	2	
登録、削除の別	3	1. 登録	2. 削除		
電話番号	()		-		
電子メールアドレス	4				
FAX番号	4 ()		-		
備考					

- 注(1) 本葉は事業所毎に作成し、航空貨物通関情報処理システム及び海上貨物通関情報処理システムの両システムを使用している事業所の場合はそれぞれ別葉にして作成してください。
- (2) 1の欄は経済産業省が通知した事業所コード(6桁)を記入してください。ただし、新規に届ける事業所に係る操作者を届け出る場合には何も記入しないでください。
- (3) 2の欄は独立行政法人通関情報処理センターより付与されている識別番号を記入してください。なお、識別番号の届出を希望しない場合は-(棒線)を記入してください。ただし、この場合、通関データベースシステムの利用に係るコードは通関情報処理システム(NACCS)の利用に係るコードと異なることとなります。
- (4) 3の欄は届出様式2-1に添付する場合に番号を印で囲んでください。
- (5) 4は任意項目ですので、電子メールアドレス等がある場合は記入してください。
- (6) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

通関データベースシステム利用届出書

貿易管理課長 殿

年 月 日

電子許可・承認・確認に係る貨物の税関への輸出入申告に当たっての裏書情報の記録等について（平成14・10・28貿局第4号、輸出注意事項14第44号、輸入注意事項14第45号）4.の規定により、下記のとおり届け出ます。

届出者
記名押印
又は署名 _____
住 所 _____
記

操作者に係る事項（事業所別）

事業所名称			
事業所コード			
フリガナ氏名		識別番号	1
登録、削除の別	1.登録	2.削除	
電話番号	()	-	
電子メールアドレス	2		
FAX番号	2 ()	-	
備考			

フリガナ氏名		識別番号	1
登録、削除の別	1.登録	2.削除	
電話番号	()	-	
電子メールアドレス	2		
FAX番号	2 ()	-	
備考			

- 注(1) 事業所コードは経済産業省が指定した事業所コード（6桁）を記入してください。
 (2) 登録、削除の別の欄は番号を印で囲んでください。
 (3) 1の欄は独立行政法人通関情報処理センターより付与されている識別番号を記入してください。
 なお、識別番号の届出を希望しない場合は -（棒線）を記入してください。ただし、この場合、通関データベースシステムの利用に係るコードは通関情報処理システム(NACCS)の利用に係るコードと異なることとなります。
 (4) 2は任意項目ですので、電子メールアドレス等がある場合は記入してください。
 (5) 複数の操作者を届出する場合には、届出様式2も使用してください。
 (6) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

通関データベースシステム利用届出書

貿易管理課長殿

年 月 日

電子許可・承認・確認に係る貨物の税関への輸出入申告に当たっての裏書情報の記録等について（平成14・10・28貿局第4号、輸出注意事項14第44号、輸入注意事項14第45号）4.の規定により、下記のとおり変更に係る事項を届け出ます。

届出者
記名押印
又は署名 _____
住 所 _____
記

法人に係る事項

	変 更 後	変 更 前
フリガナ 会 社 名		
フリガナ 住 所	〒 -	〒 -
代表者氏名		
代表電話番号	() -	() -
備 考		

事業所に係る事項

	変 更 後	変 更 前
フリガナ 事業所名称		
フリガナ 住 所	〒 -	〒 -
事業所代表 電 話 番 号	() -	() -
N A C C S 利用者コード		
海上貨物、航 空貨物の別	1. 海 上 2. 航 空	1. 海 上 2. 航 空
備 考		

注(1) 変更のある箇所のみ変更後及び変更前を記入してください。それ以外の箇所は - (棒線) を記入してください。ただし、事業所に係る事項に変更がある場合は事業所名称を変更後の事業所名称欄に必ず記入してください。

(2) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

(3) 複数の事業所を届け出る場合は届出様式3-1を使用してください。

届出様式 3 - 1

事業所に係る事項

	変 更 後	変 更 前
フリガナ 事業所名称		
フリガナ 住 所	〒 -	
事業所代表 電 話 番 号	() -	() -
N A C C S 利用者コード		
海上貨物、航 空貨物の別	1 . 海 上 2 . 航 空	1 . 海 上 2 . 航 空
備 考		

	変 更 後	変 更 前
フリガナ 事業所名称		
フリガナ 住 所	〒 -	
事業所代表 電 話 番 号	() -	() -
N A C C S 利用者コード		
海上貨物、航 空貨物の別	1 . 海 上 2 . 航 空	1 . 海 上 2 . 航 空
備 考		

注(1) 変更のある箇所のみ変更後及び変更前を記入してください。それ以外の箇所は - (棒線) を記入してください。ただし、事業所に係る事項に変更がある場合は事業所名称を変更後の事業所名称欄に必ず記入してください。

(2) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とします。

別表第 2

通関データベースシステム利用届出書の記入要領

1. 「届出者記名押印又は署名」及び「届出者住所」の欄
記名押印又は署名の当事者は、法人の代表権者又は代表権者が委任した者に限ることとし、住所は法人の本社の所在地を記入すること。
2. 法人に係る事項のうち「住所」の欄
法人の本社の所在地の郵便番号及び住所を都道府県名から記入すること。
3. 法人に係る事項のうち「代表者氏名」の欄
法人の代表者のうち1名の氏名を記入することとし、原則届出者と同一の者とする。
4. 法人に係る事項のうち「代表電話番号」の欄
法人の代表電話番号を記入することを原則とすることとし、代表電話番号がない場合は総務部署のダイヤルイン番号等を記入すること。
5. 法人に係る事項のうち「備考」の欄
通関データベースシステム利用届出を作成した担当者の氏名、電話番号、電子メールアドレス等連絡先を記入すること。
6. 事業所に係る事項のうち「事業所名称」の欄
商業登記簿に記載されている名称又は記載されていない事業所にあつては広く公に周知されている名称を記入すること。
7. 事業所に係る事項のうち「住所」の欄
事業所の所在地の郵便番号及び住所を都道府県名から記入すること。
8. 事業所に係る事項のうち「電話番号」の欄
事業所の代表電話番号を記入することを原則とすることとし、代表電話番号がない場合は総務部署のダイヤルイン番号等を記入すること。
9. 事業所に係る事項のうち「N A C C S利用者コード」の欄
独立行政法人通関情報処理センターより付与されているコードを記入すること。
なお、このコードが付与されていない事業所は事業所の届出を受理できないので注意すること。
10. 事業所に係る事項のうち「備考」の欄
事業所の総務部門の担当者の氏名、電話番号、電子メールアドレス等連絡先を記入すること。
11. 操作者に係る事項のうち「事業所の名称」及び「事業所コード」の欄
事業所に係る事項に届け出た事業所名称を記入することとし、航空貨物通関情報処理システム及び海上貨物通関情報処理システムの両システムを使用している事業所にあつては当該事業所名の末尾にそれぞれの使用しているシステムに応じて「(航空)」又は「(海上)」の文字を付記すること。
また、経済産業省から事業所コードが通知されている場合は当該事業所コードを記入すること。
12. 操作者に係る事項のうち「識別番号」の欄
独立行政法人通関情報処理センターより付与されている識別番号の記入を原則とするが、識別番号の届出を希望しない場合は - (棒線) を記入すること。ただし、この場合は通関データベースシステムの利用に際し経済産業省が独自のコードを通知することとなるので留意すること。
13. 操作者に係る事項のうち「電話番号」の欄
連絡のための電話番号を記入すること。
14. 操作者に係る事項のうち「電子メールアドレス」及び「F A X番号」の欄
届出の任意項目であるので届出を希望しない場合は記入しないこと。
15. 操作者に係る事項のうち「備考」の欄
特に連絡事項がある場合について記入すること。

別表第 3

(1) 輸出に係る裏書情報入力項目

申告項目 注 1	桁数 注 2	属性 注 3	備 考 注 4	繰返回数 注 5
税関申告番号	1 1	数 字	注 6	1
申告予定年月日	1 0	英数字	yyyy/mm/dd 注 7	1
積出港	5	英数字	注 8	
商品番号	2	数 字	注 9	
商品名	7 0	日本語		5 0
船積数量	1 6	数 字	整数部 1 3 桁、小数部 3 桁 注10	
(船積数量) 単位	1 0	英数字	入力不可 注11	
送状金額	1 5	数 字	整数部 1 3 桁、小数部 2 桁 注10	
(送状金額) 通貨	3	英数字	別紙 1 (通貨コード表)	
(送状金額) 建値	3	英数字	別紙 2 (建値コード表)	
欄番号	2	数 字	注12	

< 入力注意事項 >

- 注 1 : 各申告項目の入力すべき内容については、以下の注意事項によるものとする。
- 注 2 : 「桁数」の欄の数字は、対応する項目の内容を入力できるバイト数の最大数とする。
- 注 3 : 「属性」の欄中、数字及び英数字については 1 バイト符号とし、日本語については 2 バイト符号及び 1 バイト符号混在可能とする。
- 注 4 : 「備考」の欄中、別紙の各コード表が記載されている申告項目は、当該コード表に基づき入力内容に対応するコードを入力すること。
- 注 5 : 「繰返回数」の欄は、繰り返す最大の回数を表す。
- 注 6 : 税関への輸出申告を行う際の輸出申告番号を入力すること。
- 注 7 : 税関への輸出申告に当たり通関情報処理システム (以下「NACCS」という。) に登録した事項が自動的に組み込まれるので注意すること。
 なお、自動的に組み込まれなかった場合は、西暦で入力することとし、月及び日は 1 月の場合は “01” のように必ず 2 桁で入力すること。
- 注 8 : 税関への輸出申告に当たり NACCS に登録した事項が自動的に組み込まれるので注意すること。
 なお、自動的に組み込まれなかった場合は、積出港に相当する UN/ECE RECOMMENDATION No.16 (ECE/TRADE/227) において規定される国連 LOCODE (UN/LOCODE) を入力すること。
- 注 9 : 入力は選択制であるので、注意すること。
 なお、許可・承認・確認情報の「取引の明細」欄において、商品名ごとに割り振られている番号をいう。
- 注 10 : 整数部と小数部の間は「.(ピリオド)」を入力すること。また、整数部の 3 桁ごとの「,(カンマ)」は入力しないこと。
- 注 11 : 許可・承認・確認情報の「取引の明細」の項目において、商品ごとに記録されている単位が自動的に組み込まれるので船積数量の入力に当たっては留意すること。
- 注 12 : 入力は、別の入力画面においての選択制になるので注意すること。
 なお、欄番号とは税関へ輸出申告に当たり NACCS に登録した商品に関する事項が記載されている欄に付された番号をいう。

(2) 輸入（金額割当又は金額により承認されたもの）に係る裏書情報入力項目

申告項目 注1	桁数 注2	属性 注3	備考 注4	繰返回数 注5
税関申告番号	11	数 字	注6	1
申告予定年月日	10	英数字	yyyy/mm/dd 注7	1
(送状金額) 建値	3	英数字	別紙2 (建値コード表)	
(送状金額) 通貨	3	英数字	入力不可 注8	
送状金額	15	数 字	整数部13桁、小数部2桁 注9 注10	
通関金額	16	数 字	整数部14桁、小数部2桁 注9	
ショーテイジ金額	15	数 字	整数部13桁、小数部2桁 注9 注11	
金額備考	70	日本語	注12	
商品名	70	日本語		1
(送状数量) 単位	10	英数字	別紙3 (単位コード表)	
送状数量	15	数 字	整数部12桁、小数部3桁 注9	
欄番号	2	数 字	注13	

< 入力注意事項 >

- 注1：各申告項目の入力すべき内容については、以下の注意事項によるものとする。
- 注2：「桁数」の欄の数字は、対応する項目の内容を入力できるバイト数の最大数とする。
- 注3：「属性」の欄中、数字及び英数字については1バイト符号とし、日本語については2バイト符号及び1バイト符号混在可能とする。
- 注4：「備考」の欄中、別紙の各コード表が記載されている申告項目は、当該コード表に基づき入力内容に対応するコードを入力すること。
- 注5：「繰返回数」の欄は、繰り返す最大の回数を表す。
- 注6：税関への輸入申告を行う際の輸入申告番号を入力すること。
- 注7：税関への輸入申告に当たりNACCSに登録した事項が自動的に組み込まれるので注意すること。
 なお、自動的に組み込まれなかった場合は、西暦で入力することとし、月及び日は1月の場合は“01”のように必ず2桁で入力すること。
- 注8：許可・承認・確認情報の「輸入の承認・輸入割当ての明細」の項目に記載されている通貨が自動的に組み込まれる。
- 注9：整数部と小数部の間は「.(ピリオド)」を入力すること。また、整数部の3桁ごとの「,(カンマ)」は入力しないこと。
- 注10：ショーテイジ分を通関する場合、送状金額の欄に英字1字「S(半角大文字)」を入力すること。
- 注11：通関時にショーテイジがあった場合、その金額を入力すること。
- 注12：ショーテイジの理由、商品の滅却の情報等、送状金額と輸入申告の金額が異なる場合の理由等を入力すること。
- 注13：入力は、別の入力画面においての選択制になるので注意すること。
 なお、欄番号とは税関へ輸入申告に当たりNACCSに登録した商品に関する事項が記載されている欄に付された番号をいう。

(3) 輸入（数量割当又は数量により承認されたもの）に係る裏書情報入力項目

申告項目 注1	桁数 注2	属性 注3	備考 注4	繰返回数 注5
税関申告番号	11	数 字	注6	1
申告予定年月日	10	英数字	yyyy/mm/dd 注7	1
(送状金額) 建値	3	英数字	別紙2 (建値コード表)	
(送状金額) 通貨	3	英数字	別紙1 (通貨コード表)	
送状金額	15	数 字	整数部13桁、小数部2桁 注8	
商品名	70	日本語		1
(送状数量) 単位	10	英数字	入力不可 注9	
送状数量	15	数 字	整数部12桁、小数部3桁 注8 注10	
通関数量	16	数 字	整数部13桁、小数部3桁 注8	
数量備考	70	日本語	注11	
換算係数	5	数 字	注12	
換算数量	16	数 字	整数部13桁、小数部3桁 注8 注13	
ショーテイジ数量	15	数 字	整数部13桁、小数部2桁 注8 注14	
欄番号	2	数 字	注15	

<入力注意事項>

- 注1：各申告項目の入力すべき内容については、以下の注意事項によるものとする。
- 注2：「桁数」の欄の数字は、対応する項目の内容を入力できるバイト数の最大数とする。
- 注3：「属性」の欄中、数字及び英数字については1バイト符号とし、日本語については2バイト符号及び1バイト符号混在可能とする。
- 注4：「備考」の欄中、別紙の各コード表が記載されている申告項目は、当該コード表に基づき入力内容に対応するコードを入力すること。
- 注5：「繰返回数」の欄は、繰り返す最大の回数を表す。
- 注6：税関への輸入申告を行う際の輸入申告番号を入力すること。
- 注7：税関への輸入申告に当たりNACCSに登録した事項が自動的に組み込まれるので注意すること。
- なお、自動的に組み込まれなかった場合は、西暦で入力することとし、月及び日は1月の場合は“01”のように必ず2桁で入力すること。
- 注8：整数部と小数部の間は「.(ピリオド)」を入力すること。また、整数部の3桁ごとの「,(カンマ)」は入力しないこと。
- 注9：許可・承認・確認情報の「輸入の承認・輸入割当ての明細」の項目に記録されている通貨が自動的に組み込まれる。
- 注10：ショーテイジ分を通関する場合、送状数量の欄に英字1字「S(半角大文字)」を入力すること。
- 注11：ショーテイジの理由、商品の減却の情報等、送状数量と輸入申告の数量が異なる場合の理由等を入力すること。
- 注12：輸入する商品の形態により輸入する数量として換算数量を使用すべき旨の条件が許可・承認・確認情報に記録されている場合は、当該商品の形態により換算数量を算出するための換算係数を当該商品の形態に従い選択すること。
- 注13：輸入する商品の形態により輸入する数量として換算数量を使用すべき旨の条件が許可・承認・確認情報に記録されている場合であって当該商品の形態により換算数量を算出するための換算係数が選択できない場合にのみ、当該商品の形態に従い換算数量入力すること。
- 注14：通関時にショーテイジがあった場合、その数量を入力すること。
- 注15：入力は、別の入力画面においての選択制になるので注意すること。
- なお、欄番号とは税関へ輸入申告に当たりNACCSに登録した商品に関する事項が記載されている欄に付された番号をいう。

(4) 事前確認に係る裏書情報入力項目

申告項目 注1	桁数 注2	属性 注3	備考 注4	繰返回数 注5
税関申告番号	11	数字	注6	1
申告予定年月日	10	英数字	yyyy/mm/dd 注7	1
(送状金額) 建値	3	英数字	別紙2 (建値コード表)	
(送状金額) 通貨	3	英数字	別紙1 (通貨コード表)	
送状金額	15	数字	整数部13桁、小数部2桁 注8	
(送状数量) 単位	10	英数字	入力不可 注9	
送状数量	15	数字	整数部12桁、小数部3桁 注8	1
欄番号	2	数字	注10	

< 入力注意事項 >

- 注1：各申告項目の入力すべき内容については、以下の注意事項によるものとする。
- 注2：「桁数」の欄の数字は、対応する項目の内容を入力できるバイト数の最大数とする。
- 注3：「属性」の欄中、数字及び英数字については1バイト符号とし、日本語については2バイト符号及び1バイト符号混在可能とする。
- 注4：「備考」の欄中、別紙の各コード表が記載されている申告項目は、当該コード表に基づき入力内容に対応するコードを入力すること。
- 注5：「繰返回数」の欄は、繰り返す最大の回数を表す。
- 注6：税関への輸入申告を行う際の輸入申告番号を入力すること。
- 注7：税関への輸入申告に当たりNACCSに登録した事項が自動的に組み込まれるので注意すること。
 なお、自動的に組み込まれなかった場合は、西暦で入力することとし、月及び日は1月の場合は“01”のように必ず2桁で入力すること。
- 注8：整数部と小数部の間は「.(ピリオド)」を入力すること。また、整数部の3桁ごとの「,(カンマ)」は入力しないこと。
- 注9：許可・承認・確認情報の「輸入の内容」の項目に記録されている単位(KG)が自動的に組み込まれる。
- 注10：入力は、別の入力画面においての選択制になるので注意すること。
 なお、欄番号とは税関へ輸入申告に当たりNACCSに登録した商品に関する事項が記載されている欄に付された番号をいう。

別紙1（通貨コード表）

通貨コード	通貨
A E D	アラブ首長国連邦ディルハム
A R S	アルゼンチン・ペソ
A U D	オーストラリア・ドル
B D T	バングラデシュ・タカ
B H D	バーレーン・ディナール
B N D	ブルネイ・ドル
B R L	ブラジル・レアル
C A D	カナダ・ドル
C H F	スイス・フラン
C L P	チリ・ペソ
C N Y	中国元
C O P	コロンビア・ペソ
C Z K	チェコ・コルナ
D K K	デンマーク・クローネ
E U R	ユーロ
F J D	フィジー・ドル
G B P	英国ポンド
H K D	香港ドル
H U F	ハンガリー・フォリント
I D R	インドネシア・ルピア
I N R	インド・ルピー
I Q D	イラク・ディナール
I R R	イラン・リアル
J O D	ヨルダン・ディナール
J P Y	日本円
K E S	ケニア・シリング
K R W	韓国ウォン
K W D	クウェート・ディナール
L K R	スリランカ・ルピー
M A D	モロッコ・ディルハム
M M K	ミャンマー・チャット
M U R	モーリシャス・ルピー
M X N	メキシコ・ペソ

MYR	マレーシア・リングgit
NGN	ナイジェリア・ナイラ
NOK	ノルウェー・クローネ
NZD	ニュージーランド・ドル
OMR	オマーン・リアル
PEN	ペルー・ヌエボ・ソル
PGK	パプアニューギニア・キナ
PHP	フィリピン・ペソ
PKR	パキスタン・ルピー
PLN	ポーランド・ズロチ
QAR	カタール・リアル
RWF	ルワンダ・フラン
RUB	ロシア・ルーブル
RON	ルーマニア・レイ
SAR	サウジアラビア・リアル
SCR	セーシェル・ルピー
SEK	スウェーデン・クローネ
SGD	シンガポール・ドル
SKK	スロバキア・コルナ
THB	タイ・バーツ
TRY	トルコ・リラ
TTD	トリニダード・トバゴ・ドル
TWD	台湾ドル
USD	アメリカ・ドル
VEB	ベネズエラ・ボリーバル
VUV	バヌアツ・バツ
XPF	タヒチ・パシフィックフラン
ZAR	南アフリカ・ラント

別紙 2 (建値コード表)

建値コード	名 称
E X W	工場渡し
F C A	運送人渡し
F A S	船側渡し
F O B	本船積込渡し
C F R	運賃込み
C I F	運賃・保険料込み
C P T	運送費込み
C I P	輸送費・保険料込み
D A F	国境持込渡し
D E S	着船渡し
D E Q	埠頭渡し
D D U	仕向地関税抜持込渡し
D D P	仕向地関税込持込渡し

注：本コード表にない建値の場合は、原則として許可・承認・確認情報に記載される建値コードによること。

別紙 3 (単位コード表)

数量単位 コード	名 称	種類	備 考
NO	RAW NUMBER	個数	個・本・枚・頭・羽・匹・台・ 両・機・隻・着
ST	SETS	個数	組
DZ	DOZEN	個数	ダース
GS	GROSS	個数	グロス
TH	IN THOUSANDS	個数	千本・千枚
PC	PIECES	個数	個・枚
PR	PAIR	個数	足・対
M	METRES	長さ	メートル
FT	FEET	長さ	フィート
YD	YARDS	長さ	ヤード
SM	SQUARE METRES	面積	平方メートル
SF	SQUARE FEET	面積	平方フィート
SY	SQUARE YARDS	面積	平方ヤード
GR	GRAMMES	質量	グラム
GRDW	GRAMMES BY DRY WEIGHT	質量	グラム (乾燥重量)
GRIC	GRAMMES INCLUDING CONTAINERS	質量	グラム (容器とも)
GRII	GRAMMES INCLUDING INNER PACKINGS	質量	グラム (内装とも)
GRMC	GRAMMES BY METAL CONTENT	質量	グラム (金属含有量)
KG	KILO-GRAMMES	質量	キログラム
KGDW	KILO-GRAMMES BY DRY WEIGHT	質量	キログラム (乾燥重量)
KGIC	KILO-GRAMMES INCLUDING CONTAINERS	質量	キログラム (容器とも)
KGII	KILO-GRAMMES INCLUDING INNER PACKINGS	質量	キログラム (内装とも)
KGMC	KILO-GRAMMES BY METAL CONTENT	質量	キログラム (金属含有量)
MT	METRIC-TONS	質量	トン
MTDW	METRIC-TONS BY DRY WEIGHT	質量	トン (乾燥重量)
MTIC	METRIC-TONS INCLUDING CONTAINERS	質量	トン (容器とも)
MTII	METRIC-TONS INCLUDING INNER PACKINGS	質量	トン (内装とも)
MTMC	METRIC-TONS BY METAL CONTENT	質量	トン (金属含有量)
OZ	OUNCE	質量	オンス
OZDW	OUNCE BY DRY WEIGHT	質量	オンス (乾燥重量)
OZIC	OUNCE INCLUDING CONTAINERS	質量	オンス (容器とも)
OZII	OUNCE INCLUDING INNER PACKINGS	質量	オンス (内装とも)

O Z M C	OUNCE BY METAL CONTENT	質量	オンス (金属含有量)
L B	POUNDS	質量	ポンド
L B D W	POUNDS BY DRY WEIGHT	質量	ポンド (乾燥重量)
L B I C	POUNDS INCLUDING CONTAINERS	質量	ポンド (容器とも)
L B I I	POUNDS INCLUDING INNER PACKINGS	質量	ポンド (内装とも)
L B M C	POUNDS BY METAL CONTENT	質量	ポンド (金属含有量)
S H T G	SHORT TON	質量	ショートトン
L T	LONG TON	質量	ロングトン
D T	DISPLA CEMENT TONNAGE	質量	排水トン数
G T	GROSS TONNAGE FOR VESSELS	質量	総トン数
M L	MILLI-LITRES	体積	ミリリットル
L	LITRES	体積	リットル
K L	KILO-LITRES	体積	キロリットル
C M	CUBIC METRES	体積	立方メートル
C F	CUBIC FEET	体積	立方フィート
C Y	CUBIC YARDS	体積	立方ヤード
F L O Z	FLUID OUNCE	体積	液量オンス
T R O Z	TROY OUNCE	体積	トロンス
P T	PINTS	体積	パイント
Q T	QUARTS	体積	クォーター
G L	WINE GALLONS	体積	ガロン (米)
C T	CARATS	その他	カラット
L C	LACTOSE CONTAINED	その他	乳糖の含有量が10%をこえる%

裏書情報事後訂正（変更）願

貿易管理課長殿

年 月 日

提出者
記名押印
又は署名 _____

住 所 _____

事業所コード

--	--	--	--	--	--

電子許可・承認・確認に係る貨物の税関への輸出入申告に当たっての裏書情報の記録等について（平成14・10・28貿局第4号、輸出注意事項14第44号、輸入注意事項14第45号）5.(3)の規定により、下記のとおり訂正（変更）願います。

記

輸出申告・輸入申告の別	輸出 ・ 輸入	海上貨物・航空貨物の別	海上 ・ 航空
税関申告番号			
税関申告年月日			
記録されている裏書情報の内容		訂正（変更）を願う裏書情報の内容	
許可（承認・確認）番号：		許可（承認・確認）番号：	
理由 ----- ----- ----- ----- -----			
操作者氏名		電話番号	

注 (1) の欄は通関データベースシステムに記録されている裏書情報の内容を記入してください。
 (2) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。